

廃止の可否	<p>< 事業の純粋な廃止の可否 ></p> <p>国民生活金融公庫は、民間金融機関から融資を受けることを困難とする小規模事業者、生活衛生関係営業者、教育資金を必要とする利用者層、恩給受給者等、社会的に弱い立場にある者に対する資金供給を行っている。こうした者に対する融資は信用リスク等が高く、民間金融機関では必要な資金供給が基本的に困難である。</p> <p>国民生活金融公庫の事業は、こうした民間金融機関では対応できない者に対し、民間金融機関では供給できない資金供給を行うことにより、国民経済の健全な発展、公衆衛生その他の国民生活の向上に寄与することを目的とするものである。このような政策金融の機能は、社会政策的観点から引き続き不可欠な政策遂行手段であり、また、現下の我が国構造改革推進の過程において必要なセーフティネットとしても適切な役割を果たしていく必要があり、事業を純粋に廃止することは適当でない。</p> <p>ただし、「民間でできることは民間に委ねる」という今次抜本的特殊法人改革の原則に則り、国民生活金融公庫の事業を徹に民間金融機関では対応できないものに特化すべく、徹底した事業の見直しを行うこととしたい。</p> <p>< 他の運営主体への事業移管の可否 ></p> <p>上記のように、今次更に徹底した事業見直しを行うこととしており、国民生活金融公庫の事業は、民間金融機関では供給できない資金供給を行うものであることから、民間金融機関への移管には馴染まないと考えられる。</p> <p>また、国や地方公共団体への移管については、上記政策金融の専門的な個別執行業務を実施する相当規模の人員を新たに国・地方公共団体に雇用する必要があるが、行政組織の肥大化につながりかねないため、合理的・効率的とは考えられない。</p>
民営化の可否	<p>国民生活金融公庫が、国の政策目的に沿って、民間金融機関では供給できない対象層に対する資金供給を確実に遂行していくためには、国の政策に整合的な事業運営を確保する組織・制度的担保、及びそうした資金供給を可能ならしめる原資面の措置が確保される必要があるが、民営化された組織においては、基本行動原理は利潤追求・株主利益の最大化であり、また、融資等の基本的な原資は自己の信用力に基づき市場から調達される資金となる結果、他の民間金融機関同様、リスクの高い融資等を手控え、より安全かつ利益の大きい融資を志向することとならざるを得ない。</p> <p>このため、民営化は馴染まないと考えるが、もとより国民生活金融公庫のより効率的で透明性の高い組織・事業運営を実現するため更なる取組みを行うべきと考える。</p>

<p>廃止の可否</p>	<p>< 事業の純粋な廃止の可否 > 国際協力銀行の事業は、アジア通貨・経済危機への対応（新宮沢構想等）、政府開発援助（ODA）の実施（アジア諸国向け円借款等）、アンタイドローンや輸出信用・資源金融等の供与（朝鮮半島エネルギー開発機構（KEDO）向けアンタイドローン、ロシア向け輸出金融やイラン向け資源金融等）を通じて、開発途上国の経済・社会の開発、国際金融秩序の安定、我が国の資源・エネルギーの確保、我が国の国際競争力の確保等に貢献するものであり、我が国の対外政策上重要な機能を有する。対外依存度の高い一方、対外政策手段に限られる我が国にとって、このような公的な対外資金協力・金融支援といった政策実現手段を保有していることが必要不可欠である。米・独・英等、他の主要国においても同様の事業を実施する公的機関が存在する。このことから、事業を純粋に廃止することは適当でない。 ただし、「民間でできることは民間に委ねる」という今次抜本的特殊法人改革の原則に則り、国際協力銀行の事業を厳に民間金融機関ではできないものに特化すべく、徹底した事業の見直しを行うこととしたい。</p> <p>< 他の運営主体への事業移管の可否 > （民間の主体への移管） 上記のように、今次更に徹底した事業見直しを行なうこととしており、国際協力銀行の事業は、いずれも、長期、低利、高リスクといった民間金融機関では供給できない資金供給等を行うものであることから、民間金融機関への移管には馴染まないと考えられる。また、当該事業は、我が国政府の対外政策手段として行われ、政治的・経済的にリスクが高いものであり、利潤獲得を目的とする民間の主体では、実施が困難となる。 また、国際協力銀行の国際金融等業務・海外経済協力業務ともに政府の対外政策や国際金融政策等との整合性を確保することが必要不可欠であることや、開発途上国向けの超長期・超低利資金供給（円借款は最長40年、最低0.75%）を行うための資金調達について政府による財源措置が必要であることから民間の主体への移管には馴染まない。 更に、他の主要国においても、国の関与の下、公的機関が国際協力銀行に相当する事業を担当しており、民間の主体への移管は、先進各国ともOECDガイドラインに基づく長期・低利といった各国共通の枠組で公的金融機関による信用供与を行っている以上、日本企業の海外競争においても不利となる。 なお、民間移管では、IMF・世銀等の国際金融機関との連携の維持が困難となる上、各国当局から収集している経済・財政情報等が得られなくなる可能性が高い。また、そのような市場に影響のある情報を特定企業に享受させることは適当でない。</p> <p>（国・地方公共団体等への移管） 国際協力銀行の事業は、開発途上国の政治経済及び国際金融の動向に精通し、国際的取引・債権管理等の金融業務に係る実務的な知識が必要とされるため、専門機関に実施させた方が効果的・効率的であり、これを国等に移管させた場合、行政組織の肥大化につながりかねない。他の主要国においても、国際協力銀行に相当する事業を担当している運営主体は、国等とは別の機関となっている。</p>
<p>民営化の可否</p>	<p>国際協力銀行の業務は、「民間の主体への移管」と同様、以下の理由等から民営化された組織で行うことには馴染まないが、もとより国際協力銀行のより効率的で透明性の高い組織・事業運営を実現するため、更なる取組みを行うべきと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際協力銀行の業務は、政府の対外政策機能等を有していることから、利潤獲得を目的とする営利法人に馴染まず、むしろ、政府の対外政策や国際金融政策等との整合性を確保するため、政府の強い関与が必要であり、また、超長期・超低利の融資を行うため政府による財源措置が必要。 ・ 政府の対外政策として、政治的・経済的にリスクの高い融資を行う国際協力銀行に民間投資家が出資することは非現実的。 ・ 他の主要国においても、公的機関が国際協力銀行に相当する事業を担当しており、民営化は、対外政策上の問題が生じるばかりではなく、日本企業の海外競争においても不利。 ・ 国際金融機関との連携の維持が困難となる等の問題が存在。

<p>廃止の可否</p>	<p>< 事業の純粋な廃止の可否 > 我が国の構造改革を推進していくためにも、PFIの活用による社会資本整備、都市再生（市街地再開発事業、公共交通整備事業等）、地方活性化（雇用機会確保のための地域立地・振興事業等）、新技術開発（科学・産業技術の研究開発・実用化等）、環境対策（リサイクル施設建設、オゾン層保護対策施設等）、高齢化社会への対応（バリアフリー化等）、事業再生（DIPファイナンス等）等の事業は不可欠である。しかし、これらの事業には、特に立ち上がり段階における事業リスクが高い、事業資金の回収に長期を要する等、いわゆる事業リスク、期間リスク等が高く、民間金融機関のみでは資金供給が基本的に困難である（民間金融機関の資金供給は基本的に5～7年以下で変動金利が中心）。</p> <p>日本政策投資銀行の事業は、経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資するという設立目的に則り、こうした経済全体にとって意義が高い事業に対し、民間金融機関では供給できない長期・固定の資金をファイナンスの一部として供給等することにより、当該事業の事業リスク、期間リスク等を軽減させ、以って民間金融機関からの資金供給を可能にし、事業の実現を図るものである。このような政策金融の機能は、我が国構造改革を推進していく上でも引き続き不可欠な政策遂行手段であり、純粋に廃止することは適当でない。</p> <p>ただし、「民間でできることは民間に委ねる」という今次抜本的特殊法人改革の原則に則り、日本政策投資銀行の事業を厳に民間金融機関のみでは対応できないものにし、事業リスク、期間リスクの高いものに特化すべく、徹底した事業の見直しを行うこととしたい。</p> <p>< 他の運営主体への事業移管の可否 > 上記のように、今次更に徹底した事業見直しを行うこととしており、日本政策投資銀行の事業は、民間金融機関では供給できない長期・固定の資金供給等を行うものであることから、民間金融機関への移管には馴染まないと考えられる。</p> <p>また、国や地方公共団体への移管については、上記政策金融の専門的な個別執行業務を実施する相当規模の人員を新たに国・地方公共団体に雇用する必要がある行政組織の肥大化につながりかねないため、合理的、効率的とは考えられない。</p>
<p>民営化の可否</p>	<p>日本政策投資銀行が、国の政策目的に沿って、民間金融機関では供給できない長期・固定の資金供給等を確実に遂行していくためには、国の政策に整合的な事業運営を確保する組織・制度的担保、及びそうした資金供給等を可能ならしめる原資面の措置が確保される必要があるが、民営化された組織においては、基本行動原理は利潤追求・株主利益の最大化であり、また、融資等の基本的な原資は自己の信用力に基づき市場から調達される資金となる結果、他の民間金融機関同様、リスクの高い融資等を手控え、より安全かつ利益の大きい融資等を志向することとならざるを得ない。</p> <p>このため、民営化は馴染まないと考えるが、もとより日本政策投資銀行のより効率的で透明性の高い組織・事業運営を実現するため更なる取組みを行うべきと考える。</p>

廃止の可否	<p>< 事業の純粋な廃止の可否（他の運営主体への事業移管の場合も含む） > 日本たばこ産業株式会社は、昭和60年の専売制の廃止に伴い株式会社として発足し、以後、今日までたばこの製造・販売等の事業を行ってきた。また、政府保有株式については、法律の限度内で売却し（平成6年及び8年）、上場（平成6年）が行われており、現在、約8万人の株主が存在する。こうした状況の下で、同社を廃止（事業を他の運営主体に移管する場合を含む）することは適当でない。</p>
民営化の可否	<ul style="list-style-type: none">日本たばこ産業株式会社は、日本たばこ産業株式会社法により、既に特殊会社として民営化されている。同法本則において、政府は、日本たばこ産業株式会社の発行済株式総数の1/2以上を保有することとされており、現在、同法附則に基づき当分の間の措置として同社の発行済株式総数の2/3以上を保有している。 <p>（注）昭和57年の臨時行政調査会答申において、日本専売公社については、 「経営形態は、基本的には民営とすべきである。しかし、たばこ耕作者、流通業界等への影響に配慮しつつ段階的に葉たばこ等の問題を解決し、また、逐次要員の合理化を行う必要があるため、当面、政府が株式を保有する特殊会社とする。事業が合理化され安定的な収益の確保の目途が得られた段階で、政府は市場の状況等を勘案しながら、逐次特殊会社の株式を公開する。国産葉たばこ問題が解決され、特殊会社の経営基盤が強化された段階で製造独占を廃止し、特殊会社を民営会社とする」（第5章1-(4) イ 経営形態の変更）とされている。</p> <ul style="list-style-type: none">なお、財務大臣から、最近のたばこ事業を巡る状況を踏まえた、日本たばこ産業株式会社の経営のあり方、たばこ事業への公的関与のあり方等、たばこ事業を巡る諸課題についての諮問が行われ、今年1月より財政制度等審議会たばこ事業等分科会において審議が行われている。

廃止の可否	<p>< 事業の純粋な廃止の可否 > 日本銀行は、我が国の中央銀行として、銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節を行うことを目的としており、これを廃止することは適当でない。</p> <p>< 他の運営主体への事業移管の可否 > 上記と同じ理由から、これを民間企業に移管することは適当でない。また、日本銀行の通貨及び金融の調節における自主性は、尊重されなければならないことから、日本銀行の業務を政府（国及び地方公共団体等）に移管することは適当でない。</p>
民営化の可否	上記と同じ理由から、これを民営化することは適当でない。

廃止の可否	<p>< 事業の純粋な廃止の可否 ></p> <ul style="list-style-type: none">○ 万博記念公園は、日本万国博覧会の跡地を一体として保有し、緑に包まれた文化公園として整備・運営され、低廉な入園料で誰もが親しめる大規模な公園であり、外部経済効果の高い公共財としての性格を有していることから、事業の廃止は適当でない。 <p>< 他の運営主体への事業移管の可否 ></p> <ul style="list-style-type: none">○ 国への移管、すなわち、国の直轄事業（国営化）とすることについては、国において大阪府の出資（土地の現物出資）の取得費及び公園の整備・運営に伴う新たな経常的財政支出が必要となること、更に、地元との調整を行う必要があることにも留意する必要がある。○ 大阪府への移管については、大阪府において国の出資（土地等の現物出資）の取得費及び公園の整備・運営に伴う新たな経常的財政支出が必要となること、更に、地元との調整を行う必要があることにも留意する必要がある。○ 民間企業への移管については、外部経済効果の高い公共財としての性格を有しており、かつ、そのような性格から収益性も低く、問題があると考えられる。
民営化の可否	<ul style="list-style-type: none">○ 上記の民間企業への移管と同じ理由から、民営化には問題があると考えられる。 <p>（注）仮に民営化を行う場合には、国及び大阪府の出資分の取扱い、固定資産税等の公租公課の負担、経常的運営費の補填の財源、土地の切り売り等の防止の規制等を考慮する必要がある。</p>

<p>廃止の可否</p>	<p>< 事業の純粋な廃止の可否 > 通関情報処理センターは、輸入・納税申告の受理、徴税といった国固有の業務のほか、倉庫における貨物の搬出・搬入管理、貨物の蔵置期間に応じた倉庫料金の算定といった民間企業の業務を電子計算機（通関情報処理システム：NACCS）により処理している。 国際物流が急速に増大する一方、迅速かつ円滑な国際物流が従前にも増して求められる中で、これらの業務をNACCSにより一括して迅速に処理する必要性は益々高まっている。（海上貨物の平均輸入通関所要時間は、NACCS導入により26.1時間から4.9時間へ短縮） こうした中で、仮に通関情報処理センターの行う事業を廃止すれば輸出入手続を含めた円滑な国際物流に甚大な支障が生ずることは明らかであり、事業を廃止することは適当でない。</p> <p>< 他の運営主体への事業移管の可否 > 通関情報処理センターの処理する業務のうち、国固有の業務については民間企業に処理させることはできず、また、民間企業の業務を国又は地方公共団体が処理することも適当でない。 したがって、通関情報処理センターの行う事業を移管する運営主体として、国、地方公共団体又は民間企業のいずれも適当ではなく、他の運営主体に事業全体を移管することは適当でない。</p> <p>また、国固有の業務と民間企業の業務を分割し、それぞれ別個の運営主体に事業を移管することについては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国と民間の2つの事業システム及びそれらを管理する2つの運営主体が必要となること ・ これに伴い、複数のシステムへアクセスする必要が生じ、データ入力も重複する等、シングル・ウィンドウ化の流れに逆行する結果となり、システム運営の効率性が阻害され、民間企業の事務負担が増大するとともに、円滑な国際物流が阻害されることとなること <p>から、国・民間企業共にコスト及び事務負担の増加を招く非効率的なものとならざるを得ない。</p>
<p>民営化の可否</p>	<p>通関情報処理センターは、倉庫における貨物の搬出・搬入管理、貨物の蔵置期間に応じた倉庫料金の算定といった民間企業の業務としての物流管理のほか、輸入・納税申告の受理、徴税といった国固有の業務をNACCSにより処理しているが、以下の理由により国の関与を存続させ、特定業界ないし特定企業の利益に偏らないよう中立的かつ公正な運営とするとともに、業務の要請に迅速に対応させる必要があり、民営化による処理は馴染まないと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸入・納税申告の受理、輸入許可の通知、徴税等の国固有の業務については、国の関与の下で適切に行われる必要があること。 ・ 毎年度の関税改正や関税関係法令等の変更、税関手続の国際的調和化・標準化への対応や品目分類に関する条約の変更等につき、時機を失することなくNACCSのプログラムを的確に反映させなければならないため、国の適切な関与を確保する必要があること。 ・ NACCSは、農水省の検疫手続、厚生労働省の食品輸入といった国固有の業務を処理するシステム等と連携するなど、種々の国の業務・手続と密接に関連していること。

廃止の可否	<p>< 事業の純粋な廃止の可否(他の運営主体への事業移管の場合も含む。) > 日本税理士会連合会は、税理士会及びその会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務並びに税理士の登録に関する事務等を行っている。 これらの事務は、納税義務の適正な実現を図るという税理士の公共的使命にかんがみ、税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するために実施されており、申告納税制度の適正かつ円滑な運営と国家財政の根幹をなす租税収入の確保に寄与するものであり、その役割は重要であることから、廃止することは適当でない。 これらの事務は、税理士による自治の立場から実施される方がより効果的であることから、国・地方公共団体等に移管することは適当でなく、また、営利的なものではないことから、民間企業に移管することも適当でない。</p>
民営化の可否	<p>日本税理士会連合会の実施している税理士会及びその会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務並びに税理士の登録に関する事務等は、営利的なものではないことから、民営化することは適当でない。</p>

廃止の可否	<p>< 事業の純粋な廃止の可否 > 国家公務員共済組合は、組合員と使用主たる国の分担拠出を基本として運営されており、組合員の相互救済を目的する事業を行っている。 これらの事業は民間における健康保険や厚生年金保険と同様に社会保険制度の一部を成しており、共済組合は保険者としての役割を果たすとともに、職務の能率的運営に資するという観点から国家公務員制度の一環を担うものであることから、廃止することは適当でない。 なお、日本鉄道共済組合及び日本たばこ産業共済組合は、保険者として、厚生年金から支給されない恩給公務員期間等にかかる年金給付を行っているものであり、廃止することは適当でない。</p> <p>< 他の運営主体への事業移管の可否 > 国家公務員共済組合は、組合員と使用主たる国の分担拠出による相互救済を行っていることから、組合員と国が運営に参画・決定することが必要であり、組合員で組織される組合で業務を行うことが適当と考える。 なお、日本鉄道共済組合及び日本たばこ産業共済組合は、上記と同じ理由により、現在の存続組合の形態で業務を引続き行うことが適当と考える。</p>
民営化の可否	<p>国家公務員共済組合は、組合員と使用主たる国の分担拠出を基本として運営されており、組合員の相互救済を目的する事業を行っている。 これらの事業は民間における健康保険や厚生年金保険と同様に社会保険制度の一部を成しており、共済組合は保険者としての役割を果たすとともに、職務の能率的運営に資するという観点から国家公務員制度の一環を担うものであることから、民営化することは適当でない。 なお、日本鉄道共済組合及び日本たばこ産業共済組合は、上記と同じ理由により、民営化することは適当でない。</p>

廃止の可否	<p>< 事業の純粋な廃止の可否 > 国家公務員共済組合連合会（以下「連合会」という）は、各省各庁の共済組合が行う相互救済を目的とした事業のうち、共同で行うことが合理的、効率的である事業を行っている。 これらの事業は民間における厚生年金保険と同様に社会保険制度の一部を成しており、連合会は保険者としての役割を担うとともに、職務の能率的運営に資するという観点から国家公務員制度の一環を担うものであることから、廃止することは適当でない。</p> <p>< 他の運営主体への事業移管の可否 > 連合会は、各省各庁の共済組合が行う事業のうち共同で行うことが合理的、効率的である事業を行っており、その主な財源を加入組合から繰入れられる保険料（組合員の掛金及び使用主たる国の負担金）に求めていることから、各省各庁の共済組合で組織される連合体で業務を行うことが適当と考える。</p>
民営化の可否	<p>連合会は、各省各庁の共済組合が行う相互救済を目的とした事業のうち、共同で行うことが合理的、効率的である事業を行っている。 これらの事業は民間における厚生年金保険と同様に社会保険制度の一部を成しており、連合会が保険者としての役割を担うとともに、職務の能率的運営に資するという観点から国家公務員制度の一環を担うものであることから、民営化することは適当でない。</p>